

2010年10月19日

内閣総理大臣 菅 直人 様
財務大臣 野田 佳彦 様

韓国ソウルでのG20 サミットにおける
金融サービスにおける消費者保護のための緊急措置の要請

全国消費者団体連絡会
事務局長 阿南 久

全国消費者団体連絡会は、国際消費者機構（CI）の一員として、G20において、金融サービスにおける消費者保護のための緊急措置の検討が行われることを要請します。

消費者関連の金融部門は、複雑でかつ急速に変化しており、消費者個人および広域経済に対して、きわめて影響力の大きいリスクをはらんでいます。先の世界規模の財政危機では、消費者金融に対する規制が効果的でなかったために、国から国へとまたたく間に危機が拡大し悪化の一途をたどりました。そして、人々のくらしの糧はうばわれ、貯蓄は減り、社会の安定が脅かされました。

世界では、毎年約1億5000万人が利用する新しい金融サービスが生まれています。その多くは発展途上国で誕生していますが、こういった国ではまだ消費者保護の仕組みは整っておらず、金融に関する人々の知識は十分ではありません。一方、銀行が高度に依存しあっている世界では、どこかで生じた金融危機であっても、消費者の（金融に対する）信頼をむしばみ、予測できない国際的な結果をもたらすかもしれません。

金融サービスは世界規模で広がり、金融市場の相互依存関係がますます大きくなっています。消費者関連の金融サービスは複雑でかつ動きが速いため、こういった市場に対して効果的な規制をすることは、どの国にとっても大きな課題となっており、かつ緊急性がましています。

金融サービスにおける消費者保護を国際的な協力で作り上げることができれば、各国政府による、調査研究、基準やガイドラインの策定、最前事例の共有化といった仕事の重複と手間を省き、コストのかかる危機を避けることができるでしょう。

2009年9月に採択された『G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明』は、「我々の仕事はまだ終わっていない。(先の金融危機で牙をむいたような) 金融市場慣行の乱れから、消費者、預金者、投資家を保護し、世界が二度とこういった危機に直面しないよう、指導者である我々は更なる行動を起こさなければならない」と宣言しています。

全国消費者団体連絡会は、次の手段を通じて、国際的な消費者保護施策を進めるよう、G20参加国のみなさんに検討をお願いするものです。

- 「金融サービスにおける消費者保護専門家グループ」を組織すること。
- このグループへは、先進国・発展途上国の双方から、以下の参加を実現すること。
 - ・金融関連の消費者保護機関
 - ・独立した消費者団体
 - ・消費者の利益を代表する、金融サービスの公正取引に関する専門家
- 「専門家グループ」には、2011年に開催されるG20サミットまでに、世界中の金融サービスにおける有効な消費者保護のための勧告を報告することを委託すること。
- とりわけ、「専門家グループ」は、以下に関する最低基準を作成し各国政府の採択を勧告すること。
 - ・金融商品およびサービスのための公正な契約条件と費用
 - ・金融商品における情報デザインと情報公開のありかた
 - ・金融消費者保護機関のガバナンスと機能
- さらに、「専門家グループ」は、以下の勧告を行うべきである。
 - ・消費者関連の金融サービス市場における効果的な競争の促進。
 - ・金融サービスの消費者保護に関連する、国際的基準の設定と調整のための恒久的な組織の設置。

わたしたちは、上記の「専門家グループ」の設置が、先のピッツバーグ・サミットで各国首脳がめざした行動を達成するための重要なステップであると信じています。

菅直人内閣総理大臣と野田佳彦財務大臣におかれましては、G20において、ぜひ、この議題をとりあげて論議し、金融サービスにおける消費者保護の専門家グループの設立を支持していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

全国消費者団体連絡会

〒102-0085 東京都千代田区六番町1-5 プラザエフ6F

電話：03-5216-6024

電子メール：webmaster@shodanren.gr.jp

<http://www.shodanren.gr.jp>



全国消費者団体連絡会は国際消費者機構(CI)に加盟しています。

CIは、すべての消費者が安定して、公正で競争のある金融サービ

スの市場を確保するために、国際的なキャンペーンを展開している消費者団体の国際連盟です。